地域密着型通所介護
重要事項説明書

株式会社　フリーケアスタイル

地域密着型お泊まりデイサービス虹Life

指定地域密着型通所介護　重要事項説明書

令和８年１０月１日現在

１　担当の生活相談員

氏名	坊迫　恵子

２　事業者（法人）の概要

事業所（法人）名	株式会社　フリーケアスタイル
所在地	宮崎県小林市細野４３６１番地１
連絡先	０９８４-２７-３２１６ （携帯：０９０-８５７２-７２４６）
代表者名	木下　賀博

３　通所介護事業所の概要

事業所名	地域密着型お泊まりデイサービス虹Life
所在地	宮崎県小林市細野３２６８-１
連絡先	０９８４-２７-３２１６（携帯：０９０-８５７２-７２４６）
事業所番号	４５９０５００２２１
管理者名	坊迫　恵子
利用定員	１８名

営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日　　（祝日も営業。ただし12/31～1/2は除く） ただし、前日（土曜日）から引き続き宿泊サービスをご利用の方がある場合は、日曜日も営業します。
営業時間	８時３０分～１７時００分
サービス提供時間	９時００分～１６時１０分（７時間以上８時間未満の区分） ※午前・午後の半日利用も対応できます。 ※お泊まりをご利用の場合、翌日の通所は８時３０分～１７時００分（８時間以上９時間未満の区分）となります。

職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
事業所長（管理者）	1	常勤	生活相談員と兼務
介護職員	2	常勤　非常勤	
生活相談員	1	常勤	管理者と兼務
看護職員	1	非常勤	
機能訓練指導員	2	非常勤	

サービスを提供する実施地域	小林市
通常の事業の実施地域以外の送迎	実施地域以外の方については、交通費の実費をご負担いただく場合があります。

４　事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社フリーケアスタイルが開設する地域密着型お泊まりデイサービス虹 Life において、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の職員は、要介護状態にある利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう援助を行うものとする。

５　通所介護サービスの内容

本事業所では、要介護状態にある利用者に対して、以下のサービスを提供します。

サービス内容	説明
日常生活の世話	食事の提供、入浴の介助、排泄の介助等、日常生活上の世話を行います。
機能訓練	利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
送迎	ご利用者の自宅と事業所間の送迎を行います。
健康管理	バイタルチェック等により利用者の健康状態を確認します。
レクリエーション	各種レクリエーション、クラブ活動等を提供します。

６　利用料金

(1)　介護保険の給付の対象となるサービス　※下表は基本利用料（介護報酬の全額）です。ご負担いただくのはこの額の１割・2 割・3 割です。

提供時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3 時間以上 4 時間未満	4,160 円	4,780 円	5,400 円	6,000 円	6,630 円
4 時間以上 5 時間未満	4,360 円	5,010 円	5,660 円	6,290 円	6,950 円
5 時間以上 6 時間未満	6,570 円	7,760 円	8,960 円	10,130 円	11,340 円
6 時間以上 7 時間未満	6,780 円	8,010 円	9,250 円	10,490 円	11,720 円
7 時間以上 8 時間未満	7,530 円	8,900 円	10,320 円	11,720 円	13,120 円
8 時間以上 9 時間未満	7,830 円	9,250 円	10,720 円	12,200 円	13,650 円
介護保険給付額（7 時間以上 8 時間未満の場合）	6,777 円	8,010 円	9,288 円	10,548 円	11,808 円
１割自己負担額（7 時間以上 8 時間未満の場合）	753 円	890 円	1,032 円	1,172 円	1,312 円

※　ご負担額は介護保険負担割合証の割合により決まります。2 割の方は表の額の 2 割、3 割の方は 3 割となります。くわしくは職員にお尋ねください。

加算（当事業所が算定するもの・令和８年１０月１日から）　※金額は利用者負担１割の場合

入浴介助加算（Ⅰ）	40 円/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56 円/日（平日）
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76 円/日（平日・下記※の時間帯に訓練を受けられた場合）
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 円/月
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 円/回（1 月に 2 回まで・原則 3 か月間）
科学的介護推進体制加算	40 円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円/回
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の 12.5%

※　個別機能訓練加算（Ⅱ）・科学的介護推進体制加算・口腔機能向上加算（Ⅱ）は、厚生労働省の科学的介護情報システム（LIFE）へ情報を提出することが要件です。提出にあたっては、別紙「LIFE への情報提出に関する説明書兼同意書」により、あらかじめご本人・ご家族の同意をいただきます。同意をいただけない場合、これらの加算は算定しません。　※　上記以外の加算を新たに算定する場合は、事前にご説明し、同意をいただいたうえで変更します。

※　個別機能訓練加算（Ⅰ）は平日（月曜日～金曜日）のみ算定します。土曜日・日曜日は機能訓練指導員を配置しないため算定しません。平日のうち、機能訓練指導員（理学療法士等）を 2 名以上配置している時間帯に個別機能訓練を受けられた方は（Ⅰ）ロ 76 円/日、それ以外の方は（Ⅰ）イ 56 円/日となります。曜日ごとの配置体制は、あらかじめ書面でお知らせします。

※　口腔機能向上加算は、サービス開始から 3 か月間が原則です。3 か月ごとにお口の状態を評価し、機能が向上せず、続ける必要があると認められる場合は、ご説明のうえ同意をいただいて継続します。機能が向上した場合は終了となり、加算もいただきません。

※　お泊まりの前日・翌日など、事業所が送迎を行わない日は、片道につき 47 円（利用者負担 1 割の場合）を減額します。

(2)　介護保険の給付対象とならないサービス

食事代（おやつ代込み）	６５０円/食
レクリエーション材料費	無料
複写物の交付	10 円/枚

(3)　利用料金のお支払い方法

毎月末日締め、翌月２２日に口座振替（引き落とし）

(4)　利用の中止、変更、追加

前日までの申し出	無料
当日の申し出	昼食代（おやつ代込み）全額自己負担

7　相談・苦情の窓口

(1)　事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	地域密着型お泊まりデイサービス虹 Life 坊迫　恵子
連絡先	０９８４-２７-３２１６ （携帯：０９０-８５７２-７２４６）

(2)　その他の相談窓口

小林市長寿介護課	電話番号　0984-23-1140 受付時間 平日 8:30～17:15
宮崎県福祉保健部長寿介護課	電話番号　0985-26-7059 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	電話番号　0985-35-5301 受付時間 8:30～17:00

８　秘密保持

本事業所の職員は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持しなければなりません。秘密保持義務は、退職後においても同様に継続します。

９　事故発生時の対応

事業所の職員は、利用者に係る事故が発生した場合には、まずは利用者の安全を最優先とし、適切な対応を行うとともに、直ちに利用者及びその家族並びに居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に連絡するものとします。また、小林市長寿介護課に報告するものとします。

１０　非常災害対策

事業所は、非常災害に備え、消防計画及び風水害等に対処する計画を策定するとともに、業務継続計画（BCP）を策定し、定期的に避難訓練を実施します。非常災害の発生時には、業務継続計画に基づき、利用者の安全を確保するため必要な措置を講じます。

１１　身体拘束の禁止

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の３要件を全て満たす場合に限り、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

１２　虐待防止のための措置

本事業所は、虐待防止のための責任者を配置し、以下の措置を講ずるものとします。

- 虐待防止のための職員研修を実施すること。
- 虐待防止のための事業所内での報告・相談体制を整備すること。
- 虐待防止のための事業所内でのチェックリスト等を活用した定期的な自己評価を行うこと。
- 利用者等からの虐待に関する相談・届出を受けた場合の対応方法を定めること。

虐待防止に関する担当者	地域密着型お泊まりデイサービス虹Life 坊迫　恵子

１３　ハラスメントの防止

利用者及びその家族等による、事業所の従業者に対する身体的暴力、精神的暴力、セクシュアルハラスメント等の迷惑行為（カスタマーハラスメント）が認められた場合には、サービスの提供を一時中止することがあります。

事業者は、ハラスメントの防止のため、以下の措置を講ずるものとします。

ハラスメント防止のための方針を明確化し、従業者に周知すること。

ハラスメントに係る相談窓口を設置し、従業者が相談しやすい体制を整備すること。

ハラスメント防止のための研修を定期的に実施すること。

１４　運営推進会議

本事業所は、介護保険法第７８条の２に基づき、運営推進会議をおおむね６月に１回以上開催し、利用者又はその家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、その内容を公表するものとします。

１５　情報の公表

本事業所は、介護サービス情報公表制度に基づき、本重要事項説明書の内容を含む事業所の運営情報を、介護サービス情報公表システム又は法人のホームページにおいて公表するものとします。

１６　重要事項説明書の説明日

重要事項説明書の説明日	令和　　年　　月　　日

本重要事項説明書により説明した内容について、以下に署名します。

＜事業者＞

事業所（法人）名	株式会社　フリーケアスタイル
代表者名	代表取締役　木下　賀博
事業所名	地域密着型お泊まりデイサービス虹Life
説明者氏名	木下　賀博

＜利用者＞

上記の説明を受け、本重要事項説明書の内容に同意します。

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜代理人（成年後見人等）＞

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 続柄（　　）